

第 1 部 概 況

第1部
概況

第1章 労働争議の調整

第1節 労働争議の調整の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和4年中に取り扱った労働争議調整事件は77件で、このうち前年から繰り越された事件が27件、新規係属事件が50件であった(資料<統計表>第1表)。

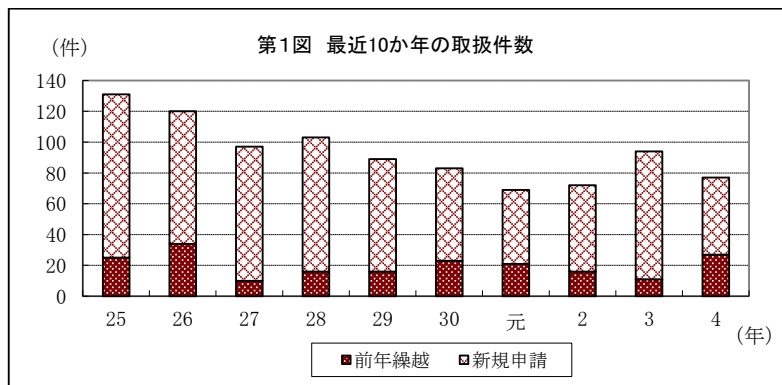
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は17件、新規係属件数は33件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は令和元年まで減少傾向にあったところ、2年から増加に転じたが、4年は再び減少した(第1図)。

なお、令和4年の新規係属事件50件のうち合同労組関係事件は43件で、86.0%を占めている。



2 新規係属状況

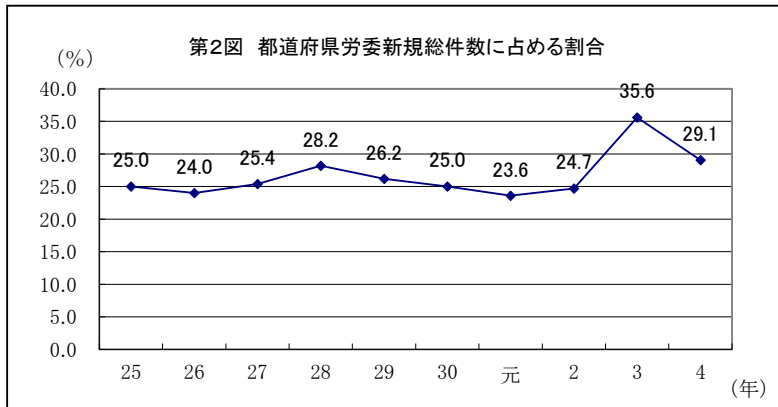
(1) 調整区分別の状況

令和4年の新規係属件数50件はすべてあっせん事件であり、仲裁事件はなかった（資料＜統計表＞第1表）。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和4年の全国都道府県労委の新規総件数は172件で、前年より61件減少している。

当委員会に係属した新規件数50件を全国比で見ると29.1%で、前年（35.6%）より減少した（第2図、資料＜統計表＞第2表）。



(3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が44件（構成比（以下同じ）88.0%）と多く、「使用者申請」は6件（12.0%）、「労使双方申請」は0件であった（資料＜統計表＞第4表）。

(4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは41件（82.0%）、加盟していないものは9件（18.0%）である（資料＜統計表＞第5表）。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系14件（33.3%）、全労連系11件（26.2%）、全労協を含むその他17件（40.5%）であった（資料＜統計表＞第6表）。

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が32件（64.0%）で、このうち49人以下の企業に係るものは23件（46.0%）である（資料＜統計表＞第9表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「学術研究・専門サービス業」が8件（16.0%）で最も多く、以下「サービス業」が7件（14.0%）と続いている（資料＜統計表＞第11表）。

(7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が37件で最も多く、次いで「解雇」が16件、「その他賃金に関するもの」が10件となっている（資料＜統計表＞第13表）。「団交促進」を交渉事項別にみると、「解雇」が11件で最も多くなっている（資料＜統計表＞第14表）。

(8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が34件（68.0%）、「公・労・使委員三者構成」が16件（32.0%）となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。（資料＜統計表＞第15表）。

3 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和4年の取扱件数77件のうち、61件が終結した。終結率は79.2%で、前年より7.9ポイント増加した（資料＜統計表＞第1表）。

(2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」32件、「取下」5件、「打切」23件、「移管」1件となっている（資料＜統計表＞第1表）。

(3) **解決率**

解決率は58.2%で、前年より4.0ポイント増加した（資料<統計表>第1表）。

(4) **解決事件における解決案提示の有無**

解決した32件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、すべて「提示なし」となっている（資料<統計表>第17表）。

(5) **申請取下の理由**

取下5件のうち、「調整拒否」が3件（60.0%）などとなっている（資料<統計表>第18表）。

(6) **調整打切の理由**

打切23件については、「調整拒否」が14件（60.9%）、「当事者主張固持・歩みより困難」が9件（39.1%）となっている（資料<統計表>第19表）。

(7) **所要日数**

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

(ア) 解決事件 最短は11日で、最長は358日であった。

(イ) 取下事件 最短は30日で、最長は119日であった。

(ウ) 打切事件 最短は9日で、最長は425日であった。

ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は113.1日で、前年より23.5日長くなった（資料<統計表>第16表）。

第 1 表 終結事件所要日数区分分布

日 数 \ 終結 区分	総 数	解 決	取 下	打 切	不 調	裁 定
総 数	61	32	5	23	-	-
9日以内	5	-	-	5	-	-
10日～19日	6	1	-	5	-	-
20日～29日	3	2	-	1	-	-
30日～59日	11	4	3	4	-	-
60日～89日	8	5	1	2	-	-
90日～179日	11	7	1	3	-	-
180日以上	16	13	-	3	-	-

※総数61件には、内訳に記載されているもののほか、神奈川県労働委員会に移管されたものが1件含まれている。

第 2 節 争議実情調査

(1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和4年の取扱件数は107件で、そのうち前年からの繰越件数は31件、新規調査開始事件は76件であった（資料＜統計表＞第20表）。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

(2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は22件減少し、新規調査開始件数は14件減少した（資料＜統計表＞第20表）。

(3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件76件を業種別にみると、「医療業」が56件、「廃棄物処理業」が17件、「運輸・通信業」が3件となっている（資料<統計表>第21表）。

(4) 終結状況

取扱件数107件のうち、74件が終結し、実情調査中に争議が解決したものは72件、打切が1件、移行が1件あった（資料<統計表>第20表）。